

安城市

介護保険特定福祉用具購入

Q & A

(R5.9.8現在)

## 特定福祉用具購入Q&A

R5.9.8現在

No.	項目	質問	回答
1	腰掛便座	腰掛便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。	家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択したものであれば給付対象として差し支えない。ただし、テクノエイド協会で福祉用具購入の対象となっているものに限る。
2	腰掛便座	水洗式ポータブルトイレで、居室において利用可能なものは特定福祉用具購入の対象となるか。	国通知により、対象となる福祉用具にあることから、対象とする。ただし、設置に要する費用は対象外であり、テクノエイド協会で福祉用具購入の対象となっているものに限る。
3	腰掛便座(和式便器の腰掛式への変換について)	「TOTOスワレット(和風改造腰掛便器:CS501)」、「INAX和風アタッチメント(RC-504)」その他類似品は住宅改修となるのか、それとも福祉用具購入となるのか。	スワレットが給水工事(タンクから出ている洗浄管とスワレットを接続)を伴うこと、固定工事(ねじで床固定)を必要とすることから、介護保険住宅改修の支給対象とする。 (1)スワレット単体での使用は不可能なため、便座(普通便座、暖房便座、洗浄機能付(ウォシュレット付)便座)と合わせて一体なものとして介護保険住宅改修の支給対象とする。 (2)和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもので、固定及び給排水工事を伴わないものは、住宅改修ではなく、福祉用具購入の支給対象。 (3)洋式便器の上に置いて使用する洗浄機能付き補高便座本体は、福祉用具購入の対象とし、その取り付けに伴う給排水工事等は自己負担とする。
4	補高便座(固定式)の取り扱い	TOTOの補高便座EWCシリーズのようなビス等で固定するタイプは福祉用具購入費か住宅改修費どちらが支給対象となるか。	福祉用具購入費の対象となる。 ネジでの取り付けが必要となるが工事とまではいかず、また給水工事を伴っていないため福祉用具購入費の対象とする。  ただし、取り付けに伴う工費が発生した場合、工費は実費となり介護保険対象外である。 ※テクノエイド協会HPにも特定福祉用具(腰掛便座)として有り。
5	洗浄機能付腰掛便座(ウォシュレット付補高便座)	ウォシュレット付補高便座は福祉用具の購入対象となるか。	原則、テクノエイド協会で福祉用具購入の対象となっている商品の場合、支給対象とする。 なお、補高便座については、あくまでも「補高を目的」としている場合に支給対象となるため、洗浄機能のみを目的とした場合は支給対象とならない。  ※ウォシュレットの他暖房、消臭機能の場合も同様の取り扱いとする。
6	腰掛便座のリモコン	腰掛便座の壁リモコンについては、介護保険給付の対象となるか。	壁リモコンについては、腰掛便座としての種目に該当しない機能であるので、腰掛便座部分とリモコン部分に分けることができる場合は、腰掛便座部分のみが給付対象となり、壁リモコン部分については給付対象とならない。 ただし、腰掛便座本体と区分できない場合で、ケアプラン上リモコンの必要性が認められるものについては、給付対象になる可能性があるため、必要であれば、購入前に本市へ確認すること。 いずれの場合においても、テクノエイド協会で福祉用具購入の対象となっているものに限る。
7	自動排泄処理装置の交換可能部分	しづんを特殊尿器として福祉用具購入費の支給対象とすることは可能か。	自動排泄処理装置については、「尿又は便が自動的に吸引されるもの」としているため、しづんは給付対象とならない。尿又は便が自動的に吸引されないもの(手動式のもの)についても支給対象とはならない。

8	自動排泄処理装置の交換可能部分	自動排泄処理装置の交換可能部品として、パッドは保険給付の対象となるか。	専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は支給対象とならない。 ※自動排泄処理装置の本体部分は福祉用具貸与の対象種目となり、交換可能部品(レシーバー・チューブ・タンク等)のうち尿や便の経路となるものは購入対象となる。
9	入浴補助用具(浴槽用手すり)	浴槽と天井と床の3点を固定する手すり('コメット')とその手すりに取り付けるフープ状の手すり('フープアーム')は対象となるか。	浴槽用手すりについては、「浴槽のふちを挟み込んで固定することができるものに限る」とあり、この基準に該当すると判断できるため支給対象とする。 ※テクノエイド協会HPにも特定福祉用具(入浴補助用具)として有り。
10	入浴補助用具(浴槽内いす)	浴槽内いすを、浴槽の内用と外用で1台ずつ購入し、踏み台として使用することは可能か。	同一品目は基本購入不可であり、浴槽内いすを踏み台として使用することは本来の使用方法ではないため、浴槽内いすの外用での購入はできない。
11	入浴補助用具(浴槽内いす)	浴槽内いすの取扱説明書において、踏み台としての利用が認められているものがあるが、このような場合、浴槽外において段差解消を図る目的として使用することは介護保険の支給対象か。	取扱説明書において、踏み台としての利用が認められていても、これは製品の機能の話であり、浴槽内いすを本来の使用方法・目的と異なる、浴室の段差解消に使用する場合は介護保険の支給対象とならない。
12	入浴補助用具(浴槽内いす)	浴槽内いすの脚部に滑り止めマットが付いた製品は福祉用具の支給対象か。	滑り止めマットは、入浴補助用具としての種目に該当しない機能であるため、浴槽内いすの部分と滑り止めマットの部分が分けられる場合は、浴槽内いすの部分のみが支給対象となる。ただし、本体部分と滑り止めマット部分が区分できない場合で、ケアプラン上滑り止めマットの必要性が認められるものについては、支給対象になる可能性があるため、必要であれば、購入前に本市へ確認すること。 いずれの場合においても、テクノエイド協会で福祉用具購入の対象となっているものに限る。
13	入浴補助用具(浴室内すのこ)	浴室内すのこの購入で、市販のものではサイズが合わないため、業者に作ってもらうこと(オーダーメイド)は可能か。また、オーダーメイド製品購入時の注意点はあるか。	可能とする。 支給申請時に製品の写真と見積書を添付すること。(写真については既製品を少し加工した程度ならば既製品のカタログでも可能とする。) また、作成業者は事業所認定を受けていなくても構わないが、必ず販売は認定業者が行うこと。
14	入浴補助用具(浴室内すのこ)	浴室すのこ等、既製品では対応できない特定福祉用具購入費に係る福祉用具を本人又は家族等が製作した場合、「居宅介護住宅改修費及び居宅支援住宅改修費の支給について(平成12年3月8日老企第42号老人保健福祉局企画課長通知)」3.(4)被保険者自らが住宅改修を行った場合と同様に、材料の購入費を支給対象としてよいか。	材料の購入費を支給対象として差し支えない。 なお、特定福祉用具購入費において、本人又は家族等以外が製作したオーダーメイドの福祉用具についても、支給対象となる。この場合、材料から製品が出来上がるまでの費用(材料費から加工・組み立て費まで)が支給対象となる。

15	入浴補助用具(浴室内外のすのこ)	浴室内外のすのこを購入して浴室内外の段差解消をしたいが、全面ではなく半面や40cm幅のものを購入したい。その場合は支給対象になるのか。	浴室内外に半面や40cm幅のすのこを設置することで新たに段差が生まれるなどの危険が生じると想定される場合は却下となるが、ケアマネ・業者・本人の間で ①すのこを設置することで新たな危険が生じないこと ②この先の身体状況を見据えてもそのサイズのすのこを購入することが適正であること ③全面ではなく半面でなければいけない理由 の3点が話し合われているのであれば申請を受け付ける。 また、話し合いの内容やその話し合いのうえで購入することが適正と判断したことをケアプランやサービス担当者会議の要点に明記する必要がある。 なお、一度購入すると同一品目の購入はできなくなるため、途中で身体状況が変わって全面のものが必要になったときは自費での購入になることを伝えるようにする。
16	入浴補助用具	段差解消を目的とした「滑り止めマット」や浴槽内の高さを調整するための「滑り止めマット(浴槽用)」は特定福祉用具購入の対象となるか。	「滑り止めマット」については、浴室内外のすのこに該当しないため、特定福祉用具購入の支給対象とならない。
17	入浴補助用具(簡易浴槽の範囲)	利用者が寝たまま利用できる組立式の洗髪器は、簡易浴槽に含まれるか。	部分浴に係る器具(洗髪器や足浴器)は、簡易浴槽には含まれず、支給対象とならない。
18	部品購入費	介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。	福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、本市が部品を交換することを必要と認めた場合に支給対象となる。
19	部品購入費	福祉用具の購入について、故障した場合等のメンテナンスに必要なため、あらかじめ予備の部品を購入した場合は支給対象となるか。	あらかじめ予備の部品を購入することは、支給対象とならない。
20	同一種目の購入について	同一種目の再購入は可能か。	用途・目的が同じ場合、原則認められない。ただし以下の①～④のいずれかに該当し、かつ本市が必要と認めた場合には支給対象となる。  ①過去に購入した福祉用具が破損した場合 ②利用者の介護の必要な程度が著しく高くなった場合 ③転居等の居住環境の変化により、大きさの異なった福祉用具が必要な場合 ④その他特別の事情がある場合  いずれの場合においても、再購入が必要であれば、購入前に必ず本市へ確認すること。 ①～④の詳細については、以降の質問のとおり。

20-1	①同一種目の購入における例外(破損)	既に購入した福祉用具の破損(一部破損を含む)を理由とする場合の同一種目の再購入について、どのような手順を踏むべきか。	<p>①必ず購入前に被保険者の身体状況や居住環境等を明確にしたうえで、破損したことがわかる写真を撮り、本市へ確認すること。 ※本市において、同一種目の再購入について必要性や妥当性等を判断。</p> <p>②部品交換が可能かどうかを購入業者やメーカー等に確認する。 ※部品交換が可能な場合は、部品交換が優先となり、部品代のみが支給対象となり、取り寄せるための送料や取り替えに係る人件費は対象とならない。</p> <p>③上記の①と②を行なったうえで、部品交換が不可能な場合(部品そのものが生産終了等で手に入らない場合を含む)は、破損としての同一種目の再購入を認める。 ※申請時には破損したことがわかる写真と、部品交換が可能かどうかを問い合わせた内容や結果を明記したケアプランやサービス担当者会議録(4表)を添付すること。</p>
20-2	①同一種目の購入における例外(破損)	既に購入した福祉用具が破損し、部品交換を伴わない修理を行った場合は、支給対象となるか。 (例)浴槽内いすの脚部接属部分の接合など	本市において部品交換を伴わない修理を行う場合は、介護保険の支給対象とはならず、全額自己負担となる。 介護保険における福祉用具購入費の支給対象は、福祉用具そのものの費用(破損の場合は部品代のみ)であり、今回のケースの場合、購入費の対象範囲を逸脱しているため、支給対象とならない。
20-3	①同一種目の購入における例外(破損)	福祉用具を故意に壊した場合、同一種目の福祉用具を再度購入することは可能か。	「福祉用具の破損」とは、通常利用によるものであり、故意又は過失により壊した場合は、同一種目の購入対象とならない。
20-4	②同一種目の購入における例外(介護の必要な程度)	要介護者等の介護の必要な程度が著しく高くなつた場合とはどの程度を指すのか。	<p>原則、前回の購入時の要介護度よりも介護度が高くなることに加え、購入当初のケアプランから大きく内容を変更する必要があるほど、身体状況が著しく悪化した場合。</p> <p>(例)以前背もたれと手すりのついていないシャワーチェアを購入した。購入時から要介護度が上がり、身体状況の変化が著しいため、現在の身体状況ではこのシャワーチェアだと、座位の保持や立ち上がりが難しく、転倒の危険がある場合。</p> <p>この場合、すでに購入した福祉用具の使用が困難であり、機能面を著しく見直す必要性について、介護状況や身体状況の変化にかかる経緯や再購入の合理性を考慮した説明資料が必要となる。購入前に本市へ確認したうえで、その旨をケアプランやサービス担当者会議の要点に明記すること。</p> <p>ただし、介護度が高くなつてない場合でも身体状況の変化に伴い、再購入が客観的に必要であると認められる場合においてはこの限りではないため、必要であれば、事前に本市へ確認すること。</p>
20-5	②同一種目の購入における例外(介護の必要な程度)	介護度が低くなり、現在使っている福祉用具では身体状況に合わなくなつた場合に同一種目の再購入は可能か。	身体状況に変化があり、介護度が低くなつた場合の同一種目の購入は支給対象とならない。

20-6	③同一種目の購入 (転居)	転居により住環境が変わり、今まで使っていた福祉用具では対応できなくなった。同一品目を再度購入することは可能か。	転居等の居住環境の変化に伴い、用具のサイズで支障が生じ、その用具を使用できなくなった場合においては、同一品目を再度購入することは可能である。ただし、購入前に本市へ確認すること。  ただしこれは、用具のサイズで支障が生じ、その用具を使用できくなった場合に限定するものであり、「転居」イコール「同一品目の再購入可」ではないため、転居等の前に購入した福祉用具が使用できるような居住環境の場合は、支給対象とならない。
20-7	④同一種目の購入 における例外(その他特別な事情)	その他特別の事情がある場合とはどのような場合を指すのか。	災害を原因とする床上浸水等による流水や家屋崩壊による破損等の場合。購入前に本市へ確認すること。
21	同一種目の購入	既に同品目のシャワーチェアを購入した履歴があるが、カビやヌメリがあり、滑って転倒するリスクがあるので再度購入したいが、対象となるか。	破損又は身体状況の変化による理由ではないため、今回のようなケースで仮に転倒リスクがあったとしても、支給対象とならない。本市においては、汚損による同一種目の購入は認めていない。
22	同一種目の購入	1階と2階の両方のトイレを利用するが、両方のトイレで補高便座を購入できるか。	同一種目・品目の福祉用具の複数購入は支給対象とならない。
23	同一種目の購入	退院したばかりの一人暮らしで、昼間はトイレに行けるので補高便座を購入し、夜間は足元が暗く、転倒の危険もあるのでポータブルトイレを購入することは可能か。	同一種目だが、用途・目的が異なるため、支給対象となる。
24	同一種目の購入	浴室と浴槽内の段差を解消するために、「浴槽内すのこ」と「浴室内すのこ」による段差解消は認められるか。 また、「浴槽内いす」と「浴室内すのこ」との段差解消はどうか。	同一種目だが、用途・目的が異なるため、支給対象となる。
25	同一種目の購入	入浴用のいすにおいて、体格的に1つでは不安定という身体状況がある場合、2つ同時に購入することはできるか。	体格的に1つで不安定であれば、大きいものを購入すれば済むため、支給対象とならない。
26	購入理由	介護者の負担軽減を主目的とした特定福祉用具の購入は可能か。	介護者の負担軽減を主目的とする購入は介護保険法の趣旨からして支給対象とならない。本人の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが目的とされなければならない。その上で介護者の負担が軽減されるものについては問題ない。

27	福祉用具購入費の支給	<p>①平成12年度に福祉用具の引渡しを受け、平成13年度に代金を支払い保険給付を請求したケース          ②平成12年度に福祉用具の引渡しを受け代金も支払ったが、保険給付の請求は平成13年度に行なったケース          などが考えられるが、限度額管理はいずれの年度において行われるか。</p>	<p>介護保険法第44条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済したときに保険給付の請求権が発生し、当該購入した日(代金を完済した日:実務的には領収証記載の日付)の属する年度において支給限度額を管理することとされている。          したがって、ケース①は平成13年度において、ケース②は平成12年度において、それぞれ限度額管理が行われる。          ※なお、ケース②における保険給付は、会計支出上は平成13年度のものとなる。          ※保険給付の請求権の消滅時効については、保険給付の請求権の発生時(代金を完済した日)の翌日を起算日とする。</p>
28	添付書類	認定申請中で、暫定プランを地域包括支援センターが作成し、サービス担当者介護を行った上で特定福祉用具を購入したが、認定結果が要介護となった場合、支給申請書に添付する書類はどうすればいいか。	<p>要介護認定は認定申請日まで遡るため、包括の暫定プランは無効となり、認定後居宅介護支援事業所が作成するケアプランが遡って有効となる。          このため、福祉用具購入費支給申請時に添付する書類は、居宅介護支援事業所作成のケアプランの写しと包括が開催したサービス担当者会議録(4表)の写しが必要となる。</p>
29	福祉用具サービス計画	福祉用具サービス計画に、必ず記載しなければならない事項は何か。	<p>指定基準では、福祉用具サービス計画について、「利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載」することとしている。          これを踏まえ、福祉用具サービス計画には、最低限次の事項の記載が必要であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の基本状況(氏名、年齢、性別、要介護等)</li> <li>・福祉用具が必要な理由</li> <li>・福祉用具の利用目標</li> <li>・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由</li> <li>・その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等)</li> </ul>
30	福祉用具専門相談員講習	福祉用具サービス計画作成の義務化に伴い、福祉用具専門相談員講習の講習課程に、福祉用具サービス計画の作成に関する講義を位置づける必要はあるか。	今般の制度改正により、福祉用具サービス計画を作成することが、福祉用具貸与事業所及び特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員の業務として位置づけられたことから、福祉用具専門相談員講習において福祉用具サービス計画に関する内容を含めることが望ましい。
31	購入に伴う運搬費や設置費	特定福祉用具購入費の支給申請の際に「運搬費」や「設置費」を含んで請求しても構わないか。	福祉用具購入に運搬費は含まれないため、運搬費や設置費を除いた分が支給対象となる。
32	ショートステイ利用中の購入	ショートステイを利用中の場合、福祉用具購入は可能か。	自宅での福祉用具利用であれば可能だが、ショートステイ先の施設で利用するための福祉用具購入は支給対象とならない。また、自宅での利用実績がなければ、支給対象とならない。

33	共同購入	共同生活している2人の要介護認定者が20万円相当の簡易浴槽の購入を希望している場合、支払額を二分して、10万円の限度額を双方に適用することができるか。	共同で特定福祉用具を購入することはできない。
34	インターネットによる購入	インターネットや通信販売で福祉用具を購入した場合、支給対象となるか。	福祉用具の購入は福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行わなければならないため、インターネットや通信販売での購入は支給対象とならない。 同様に、特定福祉用具販売の指定を受けていない事業所から購入した場合も支給対象とならない。
35	送料等の諸費用の取り扱い	福祉用具購入費の対象となる特定福祉用具を購入した際に、送料、組立等の諸費用がかかっている場合、これらの費用についても支給対象となるか。	福祉用具の購入の際に要した送料、組立費等、特定福祉用具そのものの対価ではない諸費用については、購入費の支給対象とならない。
36	支給対象品目	テクノエイド協会の認可のない福祉用具について、支給対象として認める品目はあるか。	原則、支給対象として認める品目はない。 本市では、福祉用具の購入にふさわしいものであるかどうかの判断をテクノエイド協会の判断に準じている。
37	支給限度額管理期間	福祉用具購入費の支給限度基準額は、同一年度で10万円あるが、対象となる期間はいつからいつまでを指すのか。	毎年4月1日から翌年3月31日までを指す。
38	支給限度基準額	福祉用具購入費の支給限度基準額は、同一年度で10万円あるが、購入対象のものが10万円を超える場合はどうなるか。	10万円を超える部分については、利用者(被保険者)の自己負担となる。  (例)自己負担割合1割負担の被保険者が153,000円の製品を購入した場合 【介護保険給付額】 100,000円 × 0.9 = 90,000円 【自己負担額】 10,000円(介護保険自己負担割合分) + 53,000円(10万円を超える分) = 63,000円
39	支給限度基準額管理	前年度に福祉用具を納品し、今年度に代金を支払った場合の支給限度基準額管理は、いずれの年度か。	代金を完済したときに保険給付の請求権が発生する。したがって、今回のケースの場合、購入日(代金完済日)の属する年度である今年度の支給限度基準額管理となる。
40	受領委任払い制度	受領委任払い制度を利用する予定だが、業者の登録は必要か。	本市は、受領委任払い制度について登録制ではない。販売業者に事前に確認し、販売業者が承諾すれば、受領委任払い制度を利用できる。
41	給付額	通常、介護保険の特定福祉用具購入に対する保険給付額は、対象額の9割、8割、7割のいずれかとなると思うが、小数点未満切り捨てかそれとも切り上げか。	給付額は小数点未満切り捨てとなる。  (例)対象額が20,952円で、本人負担が2割の場合 20,952円 × 80% = 16,761.6(支給額:16,761円)

42	消費税の取扱い	消費税額の計算において、10円未満を切り捨てすることは認められるのか。	1円未満の切り上げ、切り捨て又は四捨五入のどれかを採用するかは事業者の任意であるが、10円未満を切り捨て等することは認められない。  (例)販売代金56,789円の場合 消費税10%:5,678円または5,679円(認められる) 消費税10%:5,670円または5,680円(認められない)
43	複数品目購入時の給付額	特定福祉用具を複数品目購入した場合、給付額や自己負担額の計算は合算して計算するのか、それとも個々の品目ごとに計算するのか。	個々の品目ごとに計算する。  (例)浴槽用手すり20,346円、腰掛便座72,623円を1割負担で購入した場合 給付額:20,346円×90% = 18,311円(1円未満切り捨て) 給付額:72,623円×90% = 65,360円(1円未満切り捨て) 給付額合計:18,311円 + 65,360円 = 83,671円  ※購入品目を合算して計算するわけでないので注意すること。
44	転出後の支給申請	福祉用具購入後、転出した場合、支給申請は転出前の保険者にするのか、それとも転出後の保険者にするのか。	支給申請は、購入時の保険者すなわち転出前の保険者にすることになる。
45	利用前の死亡	在宅の被保険者が、福祉用具購入後(購入時に代金の支払いも済んでいる)、一度も利用せずに入院し、そのまま死亡した場合は福祉用具購入費の請求は可能か。	代金を完済し、一度でも利用した場合は支給対象となるが、代金を完済しても今回のケースのように利用せずに死亡した場合は支給対象とならないため、全額自己負担となる。
46	申請日前の死亡	在宅の被保険者が、福祉用具を購入し(購入時に代金の支払いも全て済んでいる)利用したが、支給申請する前に死亡した場合は、福祉用具購入費の請求は可能か。	代金を完済し、一度でも利用した場合は支給対象となるため、支給は可能。 ただし、申請書の申請者氏名欄は、被保険者名と代表相続人名の両方を記入すること。 例) 死亡者が安城太郎さんで代表相続人が安城花子さんの場合 「安城太郎 代表相続人 安城花子」
47	分割払い中の死亡	販売店と分割払い等の契約で特定福祉用具を購入し、完済する前に本人が死亡したが、支給申請できるか。	福祉用具の購入は代金の完済をもって成立するため、仮に生前中に一部支払いがあったとしても、介護保険の支給対象とならない。
48	介護保険施設入所の購入	介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院)に入所している場合に、福祉用具購入は支給対象となるか。	介護保険の施設サービスが提供されている場合、福祉用具購入について介護報酬を算定することはできないため、支給対象とならない。
49	特定施設やグループホームにおける福祉用具購入	特定施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム)、グループホームでは福祉用具の購入は支給対象となるか。	特定施設(軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム)、グループホームでは福祉用具が整備されていることが前提のため、支給対象とならない。

50	入院中の購入	退院後、自宅で特定福祉用具が必要となるため、入院中に購入することは可能か。また、支給申請はいつすべきか。	退院後の在宅生活に向けて、入院中に特定福祉用具を購入することは可能である。ただし、支給申請は退院し、特定福祉用具の利用後となるため、今回のケースにおいて入院中に福祉用具を購入し、その後死亡等で利用がなかった場合、全額自己負担となる。
51	外泊及び一時帰宅中の購入	病院等に入院中に外泊や一時帰宅の許可が出たため、そのために福祉用具購入はできるか。	入院中の外泊や一時帰宅のための福祉用具購入は支給対象とならない。 なお、退院が決まっていて、在宅生活に戻るための福祉用具購入は可能だが、支給申請は退院後、在宅で購入した福祉用具を利用したことと代金の完済が条件となる。仮に、入院中に福祉用具を購入し、その後、死亡等で利用がなかった場合、全額自己負担となる。 <b>【参考】</b> ※介護保険施設及び医療機関に入所(入院)している者が外泊時に利用した居宅サービスについては、外泊時費用の算定の有無にかかわらず、介護保険において算定できない。医療報酬算定中に介護報酬を算定できない。
52	新規認定申請中の購入	新規認定申請中だが、すぐにでも福祉用具が必要な身体状況の場合、支給対象となるか。	購入の領収日が新規認定申請日以降の日付であれば、認定結果が確定次第、申請書を提出することは可能である。 ただし、認定結果が非該当となった場合は、支給対象とならず全額自己負担となるため、トラブルを避けるためにも必ず事前に利用者へ説明しておくこと。 また、負担割合証については認定結果が確定してからの発送となるため、トラブルを避けるため償還払いが望ましい。
53	自宅外での購入	住民票は安城市に置いてあるが、実際は他市区町村の娘宅で生活をしている。この場合、福祉用具の支給対象となるか。	娘宅が本人の生活の本拠地としてケアプランが立てられており、娘宅で福祉用具を利用するということであれば支給対象となる。
54	自宅外での購入	1ヶ月のうちに自分の住まいと長男宅を行ったり来たりするが、両方の家でシャワーチェアを購入できるか。	福祉用具は生活の本拠地でのみ給付対象となるため、2ヶ所での支給は認められない。
55	自宅外での購入	お泊りデイを居所として、福祉用具を購入することは可能か。	お泊りデイは居所ではないため、支給対象とならない。
56	給付制限期間中の福祉用具購入	介護保険料滞納により、給付制限期間中であるが、特定福祉用具を購入することはできるか。	特定福祉用具を購入することは可能である。ただし、通常1割から3割の自己負担で利用できるところであるが、給付額減額の給付制限期間中には3割又は4割の自己負担となる。
57	2号被保険者の福祉用具購入	40歳以上65歳未満で介護保険が規定する特定疾病があり、2号被保険者として認定を受けている場合に、介護保険の福祉用具購入はできるか。	1号被保険者同様に、支給対象となる。 福祉用具購入に係る手続きや支給限度額(10万円)は1号被保険者と同様。
58	生活保護受給者の福祉用具購入	年齢が65歳以上で、生活保護を受給している方の介護保険特定福祉用具購入の手続きはどのように行うのか。	通常どおり高齢福祉課に支給申請を行う。

59	みなし2号の福祉用具購入	40歳以上65歳未満で生活保護受給中の要介護認定者(みなし2号)の特定福祉用具購入はどのように申請するのか。	みなし2号の方は介護保険被保険者でないため、介護保険による特定福祉用具購入に係る支給申請は受け付けられない。生活保護費より介護扶助として全額支給することとなるため、諸手続きは社会福祉課生活支援係(生活保護担当)へ確認すること。
60	領収証	領収証は写しでもよいか。	申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができるれば、写しでも差し支えない。 ※支給申請時に、必ず原本提示。原本は確認後、裏面に受付印を押印し、その場で返却する。
61	領収証	支給申請書に添付する領収書の氏名は申請者である被保険者本人とされているが、実際に購入代金を支払うのが家族・親族である場合には、その氏名の領収書を添付すればよいか。	被保険者本人あての領収書が必要である。
62	領収証	領収証には収入印紙は必要か。	5万円未満の場合は非課税のため不要だが、5万円以上の場合は課税扱いとなり、収入印紙が必要となる。金額は代金によって変わるために、印紙税法を確認すること。
63	負担割合	2割負担となる者に対する福祉用具購入の支給について、いつ時点の負担割合に基づいて支給するのか。	領収書記載日時点における負担割合を適用する。 ※H30.8.1から3割負担が導入されたが、対応は2割負担の場合と同様。 ※負担割合および有効期間については、必ず「介護保険負担割合証」で確認すること。
64	時効	福祉用具購入費の支給申請の時効は何年か。また、その起算日はいつか。	2年で時効となり、起算日は代金を完済した日(領収日)の翌日。 ※購入後、速やかに支給申請を行うこと。
65	部品購入費	部品代とはなにか。	メーカー価格ではなく、小売価格の見積もりのことを指す。